

議案第 79 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「月額は」の次に「、前項第 1 号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 13,000 円」を加え、「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる」を「前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する」に改め、「、同項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

第 18 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。))」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「定める額」の次に「(前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を加え、同項第 1 号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を削る。

第 20 条の 5 中「、第 9 条から第 10 条の 2 まで及び第 21 条」を「及び第 9 条」に改める。

第 21 条第 1 項中「常時勤務に服する職員」の次に「及び法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

附則第 19 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一 般 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000

	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
	86	256, 000	297, 100	346, 000			
	87	256, 300	297, 400	346, 400			
	88	256, 600	297, 700	346, 800			
	89	256, 900	298, 000	347, 000			
	90	257, 200	298, 300	347, 400			
	91	257, 500	298, 600	347, 800			
	92	257, 800	299, 000	348, 200			
	93	258, 100	299, 200	348, 400			
	94		299, 400	348, 800			
	95		299, 700	349, 200			
	96		300, 100	349, 500			
	97		300, 300	349, 800			
	98		300, 600	350, 200			
	99		301, 000	350, 600			
	100		301, 400	351, 000			
	101		301, 600	351, 500			
	102		301, 900	351, 900			
	103		302, 200	352, 300			
	104		302, 500	352, 700			
	105		302, 700	353, 200			
	106		303, 000	353, 600			
	107		303, 300	353, 900			
	108		303, 600	354, 200			
	109		303, 800	354, 700			
	110		304, 200				
	111		304, 600				
	112		304, 900				
	113		305, 100				
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

(栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正)

第2条 栗山町職員の通勤手当支給に関する条例（昭和33年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書きを削り、同項第3号中「（1か月当たりの）運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(栗山町水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 栗山町水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条の2中「、第5条の2及び第8条」を削る。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第9条から第10条の2まで及び第21条」を「及び第9条」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例（令和４年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

附則第３項及び第６項中「附則第９条第３項」を「附則第９条第２項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号俸の切替え）

- 2 令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第９条の規定の適用については、同条第２項中

「(5) 重度心身障害者

「(5) 重度心身障害者」とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

（委任）

- 5 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

号 俸 の 切 替 表

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44

57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

議案第 80 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 44 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 15 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 15 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 15 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から

施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 8 1 号

栗山町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

栗山町特別職報酬等審議会条例（令和 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「諮問」の次に「又は意見の求め」を、「並びに」の次に「議会の議員の議員報酬及びその他」を加える。

第 2 条中「諮問するものとする」を「諮問するものとし、又はその他必要と認めるときはこれらの額について審議会に意見を求めることができるものとする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 審議会は、前項の規定による町長の諮問に応じて調査審議の上答申し、又は同項の規定による町長の意見の求めに応じて意見を述べるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 2 号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(監査委員設置条例の一部改正)

第 1 条 監査委員設置条例（令和 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に定める日から施行する。

議案第 83 号

番号利用法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（栗山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第 1 条 栗山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

（栗山町税条例の一部改正）

第 2 条 栗山町税条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 10 項、第 89 条第 2 項第 2 号及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 4 号

子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴う関係条例の 整備に関する条例

(栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う

者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日の日から施行する。

議案第 85 号

栗山町企業立地促進条例の一部を改正する条例

栗山町企業立地促進条例（平成 12 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 12 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

議案第 86 号

栗山町南部地区町民センター条例等の一部を改正する条例

(栗山町南部地区町民センター条例の一部改正)

第 1 条 栗山町南部地区町民センター条例（昭和 60 年条例第 12 号）の一部を次のよう改正する。

別表第 1 備考 7 中「和室 A」の次に、「、集会室、学習室及び和室 B」を加える。

(栗山町農村環境改善センター条例の一部改正)

第 2 条 栗山町農村環境改善センター条例（昭和 55 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 8 中「和室 A」の次に、「、研修室 A、研修室 B 及び和室 B」を加える。

(栗山町体育施設条例の一部改正)

第 3 条 栗山町体育施設条例（昭和 17 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 栗山町スポーツセンターの備考 4 中「の使用料」の次に「。以下同じ。」を加える。

別表第 3 第 1 項備考中 7 を 8 とし、6 を 7 とし、5 を 6 とし、4 の次に次のように加える。

5 柔道室、剣道室及び研修室の冷房料は、当該使用料の 3 割の額とする。ただし、使用を希望しない場合は徴収しない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

栗山町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（令和 6 年条例第 23 号）の規定に基づき、岩見沢市との間において、別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定を締結することについて、本議会の議決を求める。

定住自立圏の形成に関する協定書

岩 見 沢 市

栗 山 町

定住自立圏の形成に関する協定

岩見沢市（以下「甲」という。）と栗山町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言を公表した甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表2）
- （3）資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野（別表3）

（事務執行にあたっての連携及び分担）

第4条 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行にあたるものとする。

- 2 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか、必要な費用が生じた場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により、必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに別表1から別表3及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議のうえ、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、予め議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、予め議会の議決を経たうえで、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して、2年を経過した日にその効力を失う。但し、この協定の効力を失う日を、甲乙同意のうえ、別に定めたときは、この限りではない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市長 松 野 哲

乙 夕張郡栗山町松風3丁目252番地

栗山町長 佐々木 学

別表1〔第3条（1）〕

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

救急医療体制	取組内容	圏域住民が安心して必要な医療が受けられるよう、休日・夜間及び専門医の救急医療体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
地域医療	取組内容	圏域の医療体制の充実を図るため、地域医療の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の医療分野	取組内容	医療に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 福祉

障がい者福祉	取組内容	障がい者福祉に関する相談や地域支援体制の整備など、障がい者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
高齢者福祉	取組内容	高齢者や介護に関する相談や地域支援体制の整備など、高齢者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

その他の福祉分野	取組内容	福祉に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 教育

学校教育	取組内容	児童生徒の個性を伸ばすことや学力向上、児童生徒に提供する教育環境の整備など、学校教育の推進について取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
生涯学習・社会教育	取組内容	スポーツや芸術・文化活動を通じた生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習・社会教育の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の教育分野	取組内容	教育に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 土地利用

土地利用	取組内容	地域特性を活かした都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 産業振興

農業	取組内容	圏域の基幹産業である農業の振興に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
商工・雇用	取組内容	圏域における地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
観光	取組内容	地域資源を活かした観光振興と物産振興に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の産業振興分野	取組内容	産業振興に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 環境

環境・衛生	取組内容	脱炭素社会の構築に向けた CO2 の削減やエネルギー対策、環境衛生施設の効率化など、環境・衛生事業の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

廃棄物対策	取組内容	廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、廃棄物対策に係る事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、廃棄物対策に係る事業に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の環境分野	取組内容	環境に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

7 防災

防災	取組内容	防災教育や訓練を通じた地域防災力の向上と、災害時における防災体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
消防	取組内容	住民の安全を守る体制を確保するため、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

8 生活機能の強化に係るその他の分野

生活機能の強化に係るその他の連携	取組内容	生活機能の強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表2〔第3条（2）〕

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

地域公共交通	取組内容	圏域内の移動手段として、地域公共交通の維持・確保や利用促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 デジタル・ディバイドの解消に向けたインフラ整備

ICTインフラ	取組内容	住民サービスのために必要な ICT 環境の整備と利活用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、ICT 環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、ICT 環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 道路等の交通インフラの整備

道路インフラ	取組内容	効率的な交通ネットワークの形成など、圏域内の円滑な道路交通の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地産地消	取組内容	生産者と消費者との相互理解や地場産農産物の消費拡大など、地場産品の振興と地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 地域内外の住民との交流・移住促進

移住	取組内容	圏域に住民が住み続けるための安定した人口を確保するため、圏域外からの移住促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
域内外交流	取組内容	定住自立圏の取組の圏域内への浸透を図ることで、域内交流を促進するとともに、圏域の魅力や行政情報・暮らしの情報の域外発信により、交流・関係人口の創出に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 結びつきやネットワークの強化に係るその他の分野

結びつきやネットワークの強化に係るその他の連携	取組内容	結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表3〔第3条（3）〕

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

1 人材の育成

人材育成	取組内容	住民や企業、学生によるまちづくり活動や地域活動を促進するため、まちづくりに関わる人材の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 外部からの行政及び民間人材の活用

外部人材の活用	取組内容	民間企業等経験者の活用や国・北海道との人事交流を通じて、まちづくりに関わる人材及び専門人材の確保と行政職員の政策能力の醸成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 圏域内市町村の職員等の交流

職員研修	取組内容	行政に必要な知識の習得と資質向上を図るとともに、多様な視点で政策形成できる職員の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

公共施設	取組内容	公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置の調査検討並びに複数市町に跨る公共施設の集約化・共同利用等に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

事務の共同実施	取組内容	人材をはじめとする地域資源の効率的な活用を図るため、必要な事務の共同実施に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他の分野

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に 係るその他の連携	取組内容	資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

議案第 88 号

南空知葬斎組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、南空知葬斎組合規約を次のとおり変更する。

記

南空知葬斎組合規約の一部を変更する規約

南空知葬斎組合規約（平成 9 年 2 月 25 日空振興第 2382 号指令）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「夕張郡由仁町新光 200 番地、由仁町役場」を「夕張郡長沼町字フシコ 7790 番地、伏古斎苑」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 89 号

第 3 期栗山町子ども・子育て支援事業計画について

第 3 期栗山町子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり策定したいので、栗山町議会基本条例第 8 条第 5 号の規定により、本議会の議決を求める。

報告第13号

令和7年度一般財団法人栗山町農業振興公社 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度一般財団法人栗山町農業振興公社事業計画について本議会に報告する。

1 基本方針

一般財団法人栗山町農業振興公社は、本町農業の構造改善と担い手づくりに資するために、次に掲げる事業を行い、農業生産性の向上と地域の活性化を図り、もって本町農業の振興に寄与することを目的とする。

- (1) 農地流動化の円滑な推進と促進に関すること。
- (2) 農地利用集積計画特例事業に関すること。
- (3) 地域を担う人材の育成と新規農業参入に関すること。
- (4) 営農に関する情報提供と農地所有適格法人の育成に関すること。
- (5) 栗山町の農業振興推進に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 実施事業

「第5期栗山農業ルネッサンス」のスローガンである「多彩な担い手、ゆたかな農地と栗山の未来づくり」の推進と農村人口減少対策のため、次の事業を実施する。

(1) 農地流動化対策事業

1) 農地流動化意向調査の実施

本町の農地を守るため、全農地所有者に対し、農地の「出し手」と「受け手」に関する農地流動化意向調査を行い、農業委員と連携し、担い手農家や新規就農者等への農地流動化を図る。

2) マッピングシステムの管理運用

農地流動化の円滑な推進のため、機能向上と継続的な農地データの更新を行う。

(2) 農地利用集積計画特例事業

農家の高齢化による離農が進む中、農業委員会と連携し、農地を公社が中間保有することで、地域担い手農家、新規就農者、新規参入農地所有適格法人等への農地流動化を図る。

(3) 地域を担う人材の育成と新規農業参入の推進

1) 担い手農家育成と活動支援

① くりやま農業未来塾

意欲と能力の高い優れた担い手の確保と、地域づくりのためのリーダーの育成を目的として、若手農業後継者に対して、自主的かつ実践的で総合的な担い手の人材育成を行う。

② くりやま農業女性塾

若手女性農業者に対して、仲間づくりや実践的農業学習を行い、本町の農業・農村への関心を高め、農業経営と地域活動への積極的な参画を目指す。

③ 若手農業後継者育成

本町農業の将来を担う若手農業後継者による、農業農村振興や地域づくりへの意識向上のため、栗山町4Hクラブ活動への支援を行う。また、地域の財産である農業後継者を育成する経営者に対し支援を行う。

2) 農村人口減少対策と新規農業参入の推進

① 新規就農者等受入推進

農家減少と担い手不足は、本町農業の大きな課題であり、その活性化を目指し、農業農村に魅力を感じている意欲ある新規就農希望者や農地所有適格法人への雇用の受入のため、全国で開催される新・農業人フェア等に農業委員と共に参加する「出向く面談」を行い、栗山農業の魅力を感じて知ってもらい農業農村体験と新規就農を目指した研修生の受入を推進する。

② 新規就農研修システムの構築

新規就農希望者の農業経験が乏しいことや、指導者の高齢化が進む一方、就農希望者の就農スタイルも多様化している。そのため、2年間の研修をより充実し、早期就農の実現を図るため、就農希望者のニーズに合わせた農業を営む農家を研修先として選定し、地域と連携した農業研修システムの構築を目指す。

③ 農業関係機関と連携した新規就農者支援

研修期間を経て就農する新規就農者に対し、地区農業委員と連携して農地の確保を行う。また、農業関係機関・団体と連携した営農技術支援を行い、就農後の経営安定化を図るための助成を行う。さらに、農業研修生宿泊施設については、旧教職員住宅等を活用し、老朽施設については改修を行う。

④ 農村の賑わい活性化

少子高齢化により農村人口が減少する中、地域内の人材だけでは農業・農村の活性化が困難となっていることから、札幌や東京などの都市部から学生を呼び込む、都市・農村交流を推進するとともに、農業を軸とした「関係人口」を増やし、栗山の応援団として農産物や新規就農希望者へのPRを図ってもらうことを目的に、学生を中心とした若者の受入事業を展開する。

(4) 営農に関する情報提供と支援

1) スマート農業の推進

各経営体の規模や経営内容に合わせたスマート農業の導入による農業者の所得向上を図るため、農作業の省力化やコスト低減、農産物の品質向上を目指して情報通信技術（ICT）等を活用する担い手農業者を引き続き支援する。

また、将来的なスマート農業の推進に向け、「スマート農業推進計画」を策定し、新たな支援策等についての検討を継続する。

(5) 栗山町農業振興計画

1) 栗山町農業振興事業

第5期栗山農業ルネッサンスに基づき、地域の代表である栗山町農業振興推進委員会において検討協議し、栗山町、栗山町中山間地域等推進協議会並びに、栗山町多面的機能推進協議会からの負担金に基づく栗山町農業振興事業を推進する。

2) 第6期栗山農業ルネッサンスの策定

第6期栗山農業ルネッサンスの令和9年度からの実施に向け、全農家を対象とした農家意向調査の実施及び今後の農業振興についての検討を進める。

(6) その他目的を達成するために必要な事業

- 1) 北海道大学農学部農業経済学科による本町農業農村調査
- 2) 農業振興に関する先進的取組の視察研修
- 3) 農村活性化のための関係人口拡大及び情報発信
- 4) 地域懇談会の実施
- 5) くりやま農業応援隊等による雇用人材の確保に関する取組

令和7年度 一般財団法人 栗山町農業振興公社収入支出予算

【収入の部】

科 目	予算額（円）	備 考
1．基本財産運用収入	18,750	利率0.125%
2．事業収入	49,000	農地利用集積計画特例事業
3．負担金収入	20,920,000	栗山町 16,920,000円 そらち南農業協同組合 4,000,000円
4．雑収入	122,250	視察資料代 農業研修生宿泊施設使用料 預金利息
5．繰越金	9,000,000	過年度
合 計	30,110,000	

【支出の部】

科 目	予算額（円）	備 考
1．事業費	20,422,000	
1．農地流動化対策事業	740,000	農地流動化意向調査 事務費
2．農地利用集積計画特例事業	86,000	固定資産税 事務費
3．担い手確保・育成事業	11,275,000	新規就農者支援 農業後継者育成支援 くりやま農業未来塾 くりやま農業女性塾
4．営農支援事業	8,321,000	理事・監事視察旅費 I C T農業経営支援事業
2．管理費	9,688,000	職員給与（2名） 税理士報酬 法人税 事務費
合 計	30,110,000	